

風水害等対策計画編

第3款 特殊災害対策計画

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 市災害対策本部活動

1 基本方針

鉄道、道路、航空、危険物等の特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、市は、特殊災害情報連絡体制（レベル0）、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。特殊災害における配備体制等の概要は、次に記載する。

2 市災害対策本部設置前の体制

市災害対策本部設置前の体制は、次のとおりである。

(1) 特殊災害情報連絡体制（レベル0）の確立

危機管理監は、気象情報や災害予測情報等を迅速に把握し、必要な職員を動員し、特殊災害情報連絡体制（レベル0）を確立する。

配備基準
(1) 市域に次の警報が発表されたとき。 ①火災警報 ②大雪警報 ③暴風雪警報 (2) その他、危機管理監が必要と認めたとき。

(2) 特殊災害初動体制（レベル1）の確立

危機管理監は、市域に特殊災害が発生した場合において、災害に関する情報収集等を実施することが必要であると認めるときは、その指示により職員を動員し、特殊災害初動体制（レベル1）を確立する。

配備基準
(1) 警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 (2) 局地的な被害が発生したとき。 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。

(3) 特殊災害警戒本部体制（レベル2）の確立

危機管理監は、市域に特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害への警戒活動等を実施することが必要であると認めるときは、その指示により特殊災害警戒本部を設置し、職員を動員する。

設置基準
(1) 複数箇所で局地的な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2) その他、危機管理監が必要と認めたとき。

3 市災害対策本部の設置

市長は、市域に特殊災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、次の基準に従って市災害対策本部を設置する。

設置基準
(1) 市域に次の特別警報が発表されたとき。 ①大雪特別警報 ②暴風雪特別警報 (2) 大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 (3) その他、市長が必要と認めたとき。

4 現地対策所の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、災害現場付近の公共施設等に現地対策所を設置することができる。

現地対策所は、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

5 動員の発令

市長又は危機管理監は、特殊災害に対して別表に定める特殊災害における配備の基準により動員を発令する。ただし、特殊災害の種類、規模、発生の時期、その他により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

6 各体制の配備人員等

各体制における詳細な配備人員等は、災害対策本部要綱に定める。

第2章 鉄道災害対策

1 基本方針

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害が発生した場合は、市、鉄道事業者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

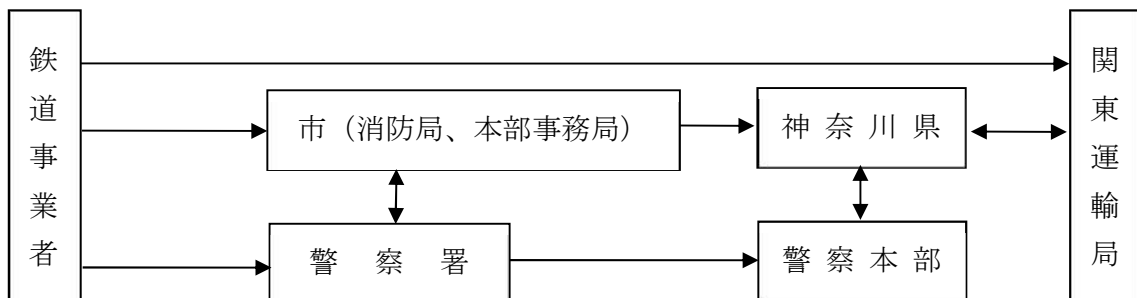
	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	鉄道事業者との連絡調整等に関する事。
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等に関する事。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達に関する事。
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関する事。	
関 係 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	鉄道災害の防止対策に関する事。
	小 田 急 電 鉄 (株)		
	京 王 電 鉄 (株)		
	神 奈 川 県		
	警 察 署		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（関東運輸局）、警察署及び市に連絡し、本部事務局は県に連絡する。

＜事故発生時の連絡系統図＞



(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

- ア 直接即報基準に該当する災害（列車火災）を覚知した場合
- イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合
- ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 負傷者の救出・救助及び保健医療救護
- イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- ウ 周辺市民への災害広報の実施及び避難誘導の実施
- エ 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- オ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行う。
- ウ 危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

7 鉄道事業者の対策活動

(1) 活動体制

鉄道事業者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

鉄道事業者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 続発事故の防止
- イ 負傷者の救出・救助及び救急措置
- ウ 警察署、消防機関、関係機関等への救援要請
- エ 初期消火活動及び消火活動への協力
- オ 他路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保

カ 利用者への災害広報の実施
キ その他必要な措置

◆ 資料編参照

※13 協定等（消防）

第3章 道路災害対策

1 基本方針

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害が発生した場合は、市、各道路管理者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	道路管理者との連絡調整等に関すること。
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等に関すること。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	
関 係 機 関	道 路 管 理 者	—	道路災害の防止対策に関すること。
	神 奈 川 県		
	警 察 署		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

大規模な道路災害が発生した場合、各道路管理者は、速やかに国土交通省に連絡する。県は、国土交通省から受けた情報を、市及び関係機関等に連絡する。

(2) 被害情報の収集・連絡

各道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

ア 直接即報基準に該当する災害（トンネル内車両火災）を覚知した場合

イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合

ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

各道路管理者は、応急対策等の活動状況、対策本部設置状況を国土交通省に連絡する。

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

ア 負傷者の救出・救助及び保健医療救護

イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施

- ウ 周辺市民への災害広報の実施
- エ 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- オ 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- カ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 交通量の多い道路で災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に行う。
- ウ 危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

7 道路管理者の対策活動

(1) 活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 状況に応じた通行規制及び警察署、交通機関への連絡等
- イ 道路障害物の除去、仮設等の応急復旧による道路交通の確保
- ウ 道路施設の応急復旧
- エ 災害広報の実施
- オ 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- カ その他必要な措置

◆ 資料編参照

- ※ 1 3 協定等（消防）

第4章 航空災害対策

1 基本方針

航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合は、市、航空運送事業者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 長 公 室	★	航空運送事業者との連絡調整等に関する事。
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等に関する事。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達に関する事。
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関する事。	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	航空災害の防止対策に関する事。
	警 察 署		

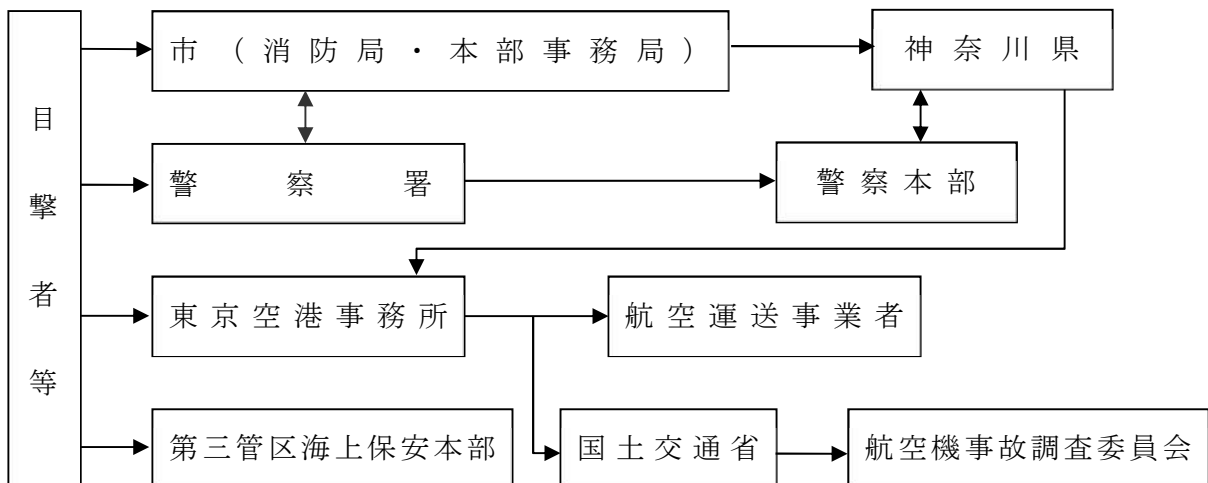
3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

ア 民間航空機の場合

航空災害が発生した場合、目撃者等は、速やかに市、警察等に連絡し、本部事務局は、県に連絡する。

＜民間航空機における事故情報等の連絡系統図＞



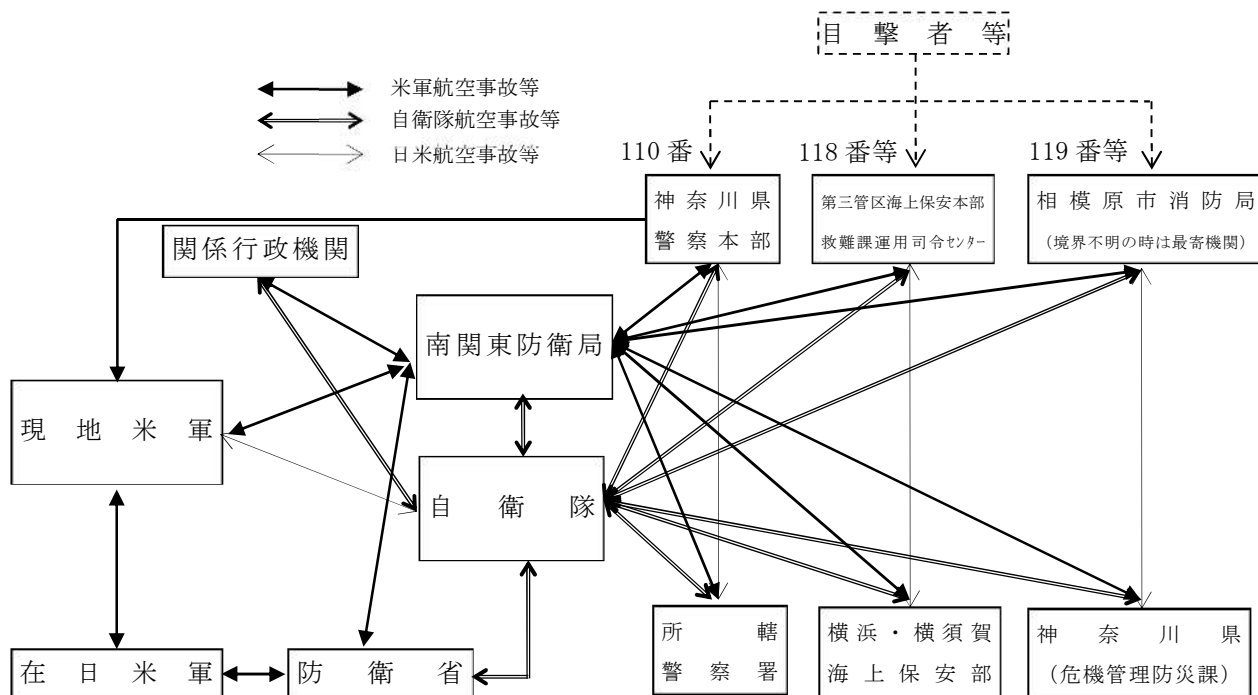
前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運行する航空機について事故等が発生した場合は、直ちに国土交通省に連絡し、国土交通省は、事故情報等を関係省庁、県等に連絡する。

県は、国土交通省から事故等の情報を受けたとき、市、関係機関等に連絡する。

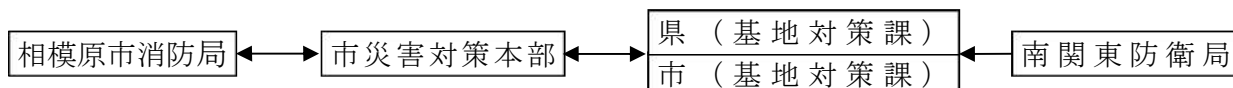
イ 米軍機の場合

航空事故等連絡協議会による航空事故等に係る緊急措置要領に基づき、連絡等を行う。

＜米軍機、自衛隊機に係る航空事故等緊急連絡経路図＞



※関係各局及び目撃者から米軍機の航空事故等の報告があった場合は消防局と連携し、以下のとおり各局と連携を図る。



ウ 自衛隊機の場合

上記「イ 米軍機の場合」に準じて自衛隊の各部隊が主となり連絡等を行う。

(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

ア 直接即報基準に該当する災害（航空機火災）を覚知した場合

イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合

ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 負傷者の救出・救助及び保健医療救護
- イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- ウ 周辺市民への災害広報の実施
- エ 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供
- オ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、次に掲げる必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア ヘリコプターなど多様な手段を活用して捜索を実施する。
- イ 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- ウ 航空機が人家密集地へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行う。
- エ 危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

7 関係事業者等の対策活動

(1) 関係事業者

関係事業者は、発災後速やかに事故対策本部等を設置し、災害の拡大防止に必要な措置を講ずる。

(2) 東京空港事務所

航空保安業務処理規程及び東京空港事務所各業務処理規程により捜索救難措置を行う。

(3) 海上自衛隊第4航空群（自衛隊機）

航空事故等連絡協議会規約に基づく、航空事故等に係る緊急措置要領により、応急救助活動を行う。

(4) 南関東防衛局（米軍機）

連絡所を設置し、通信・輸送対策等を実施する。

◆ 資料編参照

- ※13 協定等（消防）

第5章 危険物等災害対策

第1節 危険物等応急対策

1 基本方針

石油類等の危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物又は有害物質（以下「危険物等」という。）の漏えい、流出、飛散又は危険物等による火災、爆発が発生した場合は、市、関係事業者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

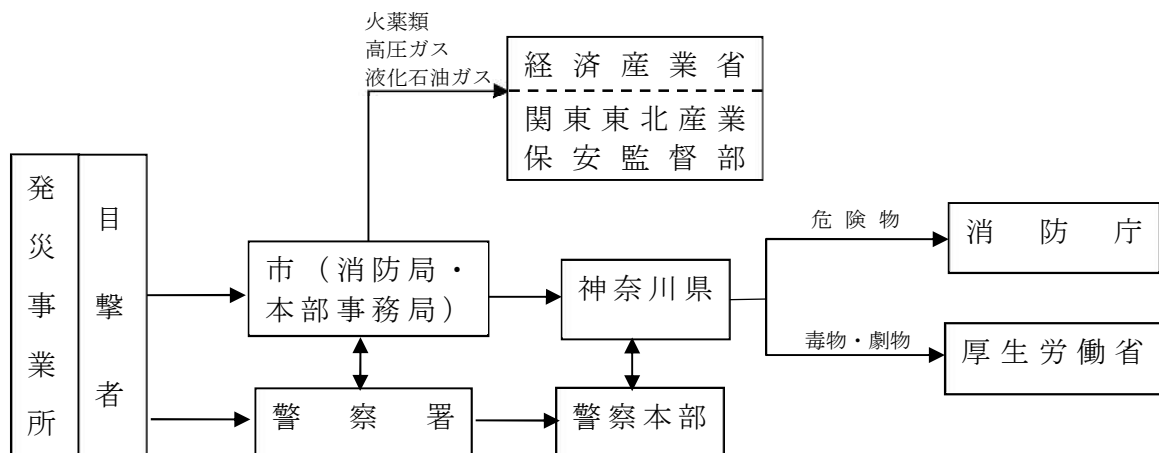
	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健康福祉局（保健衛生部）	★	毒物・劇物の災害防止対策に関すること。
	環 境 経 済 局	★	有害物質の状況把握・情報提供等に関すること。
	消 防 局	★	危険物施設等の情報伝達、消防活動等に関すること。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	危険物施設等の情報伝達に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	
関 係 機 関	警 察 署	—	危険物施設等の災害防止対策に関すること。
	神 奈 川 県	—	毒物劇物施設等の情報伝達に関すること。

3 災害情報の収集・連絡等

(1) 事故情報等の連絡

危険物等による災害発生時の連絡は、それぞれの管轄官庁により定められているが、原則は次のとおりであり、関係事業者等は、市及び警察署に連絡し、本部事務局は県に連絡する。

<災害発生時の連絡系統図>



(2) 被害情報の収集及び連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

- ア 直接即報基準（危険物等に係る事故）（資料編3－5参照）に該当する災害を覚知した場合
- イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合
- ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

(4) 関係者等への情報提供等

本部事務局は、関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供を行う。

4 石油類等危険物対策

石油類等危険物による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

(1) 事業者

- ア 発火源の除去、石油類の流出、拡散防止策等の応急措置をとるとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。
- イ 貯蔵容器等が危険な状態になったときは、直ちに安全な場所に移動する。
- ウ 上記の措置を講ずることができないときは、従業員を避難させるとともに、必要に応じて施設周辺の市民の避難誘導を行う。
- エ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び石油類等の品名、保有量、位置、消火設備等について消防隊に報告する。

(2) 消防局及び消防団

- ア 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を停止させるとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行うよう、状況に応じて指導する。
- イ 混触火災による出火防止措置と初期消火活動を実施するとともに、タンク破壊等による流出及び異常反応、広域拡散の防止措置と応急対策を行うよう、状況に応じて指導する。
- ウ 被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。
- エ 警戒区域を設定し、施設周辺の市民の避難誘導及び広報など、必要な措置を講ずる。
- オ 危険物が大量流出した場合、関係機関と協力して直ちに防除活動を行う。
- カ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動の実施。

(3) 環境経済局

- ア 危険物が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力して汚染区域の状況を把握する。
- イ 危険物が河川に流出し、市域外に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、「公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱」に基づき、県及び関連市町村への情報提供を行う。

(4) 警察署

- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 危険物等が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

5 火薬類対策

火薬類による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

- (1) 事業者
 - ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付けて、関係者以外の者が近づくことを禁止するとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。
 - イ 道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講ずる。
 - ウ 搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域は、全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民を避難させるための措置を講ずる。
 - エ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量、保有位置等について報告する。
- (2) 消防局及び消防団
 - ア 火災に際しては、引火爆発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
 - イ 警戒区域を設定し、施設の周辺の市民の避難誘導、広報等、必要な措置を講ずる。
 - ウ 施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。
 - エ 警察署と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置をとる。
- (3) 警察署
 - ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
 - イ ガス爆発の危険性がある場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

6 高圧ガス及び液化石油ガス対策

高圧ガス及び液化石油ガス（以下「高圧ガス等」という。）による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

- (1) 事業者
 - ア 必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全に放出し、この作業に必要な作業員の他は待避させる等の安全措置をとるとともに、警察署及び消防署に直ちに通報する。
 - イ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移動する。
 - ウ 上記の措置を講ずることができないときは、従業者を避難させるとともに、必要に応じて施設周辺の市民の避難誘導を行う。
 - エ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガス等を安全な場所で廃棄し、又はその容器とともに被害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
 - オ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び高圧ガス等の品名、保有量、位置、消火設備の状況等について消防隊に報告する。
- (2) 消防局及び消防団
 - ア 事業所に対し、必要に応じた保安措置等について指導する。
 - イ 施設の破損等に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。
 - ウ 警戒区域を設定し、施設の周辺の市民の避難誘導、広報、その他必要な措置を講ずる。
 - エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動を実施する。
 - オ 施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。
 - カ 警察署と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置をとる。
- (3) 警察署
 - ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
 - イ ガス爆発の危険性がある場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

7 毒物・劇物対策

毒物、劇物による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署、県等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

(1) 事業者

ア 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏えい防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、警察署及び消防署に直ちに通報する。

イ 上記の措置を講ずることができないとき又は必要と認められるときは、従業者及び施設周辺の市民に対して、避難の誘導を行う。

ウ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の品名、保有量並びに保有位置等について報告する。

(2) 消防局及び消防団

ア 火災に対しては、事業者と連携を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 警戒区域を設定し、毒物・劇物の保管施設周辺の市民の避難誘導及び広報など、必要な措置をとる。

ウ 毒物・劇物が大量流出した場合は、関係機関と連携し、その防除活動を行う。

エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動。

(3) 健康福祉局

ア 毒物・劇物製造（輸入）業者以外の事業者（販売業者、特定毒物使用者、特定毒物研究者、届出事業者、その他の業務上取り扱う事業者）の監視指導権限は市長であり、この保管施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。

イ 災害の状況により、住民健康被害相談の実施及びその広報等を行う。

(4) 警察署

ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

イ 毒物・劇物が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

(5) 県

ア 毒物・劇物製造（輸入）業者の保管施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。

イ 毒物・劇物が河川等に大量流出した場合は、国、市とともに関係機関の協力を得て、その処理など必要な措置を講ずる。

8 有害物質対策

有害物質による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

(1) 事業者

ア 発火源の除去、有害物質の安全な場所への移動、又は流出・拡散防止対策等の応急措置をとるとともに、警察署、消防局、環境経済局に直ちに報告する。

イ 上記の措置を講ずることができないとき又は必要と認められるときは、従業者及び施設周辺の市民に対して、避難の誘導を行う。

ウ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の有害物質の品名、保有量、保有位置等について報告する。

(2) 消防局及び消防団

ア 火災に対しては、事業者と連携を密にして、施設の延焼防止、有害物質による汚染区域の拡大を防止する。

イ 警戒区域を設定し、有害物質取扱施設等周辺の市民の避難誘導及び広報活動など、必要な措置をとる。

ウ 有害物質が大量流出した場合は、関係各部と連携し、その防除活動を行う。

エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動の実施。

(3) 環境経済局

ア 関係機関と連携を密にして、有害物質の流出・拡散状況の把握を行う。

イ 有害物質が河川に流出し、市域外に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、「公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱」に基づき、県及び関連市町村への情報提供を行う。

(4) 警察署

ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

イ 有害物質が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

◆ 資料編参照

※7-1 危険物施設数一覧表

※7-2 火薬類取扱事業所数一覧表

※7-3 高圧ガス取扱事業所数一覧表

※7-4 液化石油ガス取扱事業所数一覧表

※7-5 毒物・劇物事業者数一覧表

第2節 放射性物質災害対策

1 基本方針

放射性物質の取扱事業所における事故又は原子力事業者等による核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合は、国の関係省庁において安全対策がとられる。市は、国が実施する安全対策に県とともに協力、支援して、円滑な対策活動を実施する。

2 実施主体

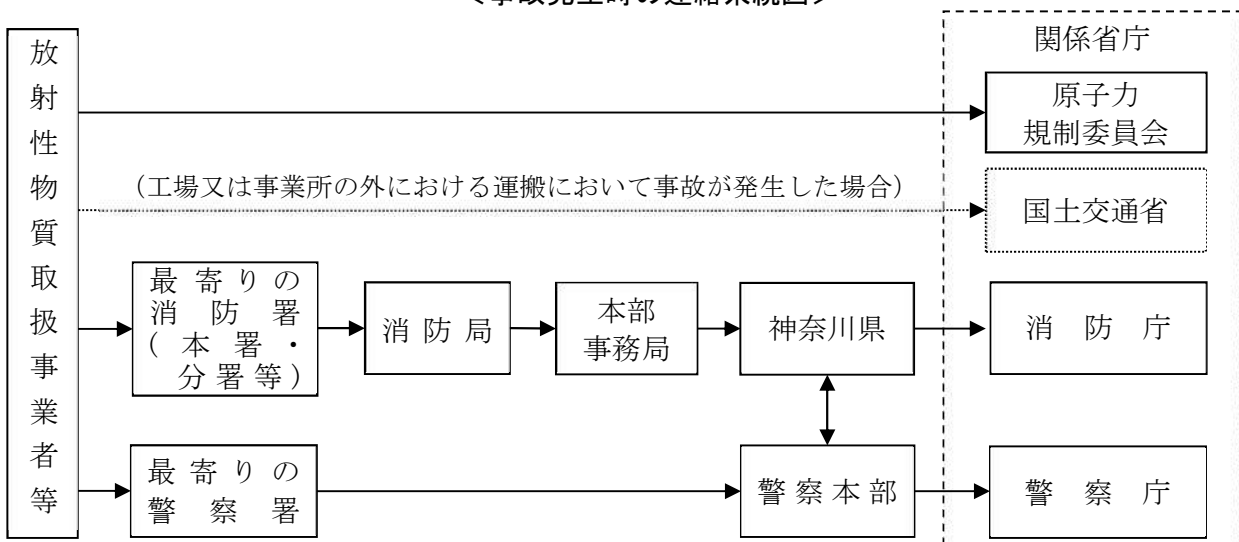
	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	被害状況等の情報収集、国・県との連絡調整に関する事。
	消 防 局	★	事故発生時の通報受理、被害状況の把握、情報伝達、消防活動等に関する事。
	区 本 部 事 務 局	★	情報伝達に関する事。
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関する事。
関 係 機	神 奈 川 県	—	放射性物質災害の防止対策に関する事。
	警 察 署		
	原 子 力 規 制 委 員 会		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、消防局及び警察署に連絡する。なお、工場又は事業所の外における運搬において事故が発生した場合は、国土交通省にも連絡する。

<事故発生時の連絡系統図>



(2) 被害情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防局、警察署及び原子力規制委員会に連絡する。なお、工場又は事業所の外における運搬において事故が発生した場合は、国土交通省にも連絡する。

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

ア 直接即報基準（原子力災害）に該当する災害を覚知した場合（資料編3-5参照）

イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合

ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は国土交通省）及び関係市町村に、応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 応急対策活動

市及び県は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係省庁と十分に連携し、その指導、助言及び協力を受けるとともに、必要に応じて、次の応急対策活動を実施する。

(1) 市の措置

本部長は、災害応急対策上必要と認めるときは、県とともに事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を実施する。

なお、本部事務局は、必要に応じて専門家の助言及び指導を得るため、関係省庁に対して原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

ア 救出・救助、救急活動

イ 消火活動

ウ 保健医療救護活動

エ 周辺市民等に対する災害広報

オ 警戒区域の設定

カ 周辺市民等に対する屋内待避又は避難指示、避難誘導

キ 避難所の開設、運営

ク 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問い合わせ対応や各種情報提供

ケ その他必要な措置

(2) 県の措置

県は、災害応急対策上必要と認めるときは、事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を講ずる。

なお、県は、必要に応じて専門家の助言及び指導を得るため、関係省庁に対して原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

ア 広域的な応援要請

イ 保健医療救護活動の実施

ウ 県指定緊急被ばく医療施設への搬送調整

エ その他必要な措置

(3) 警察の措置

警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。

- ア 周辺住民等への情報伝達
- イ 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- ウ 交通の規制及び緊急輸送の支援
- エ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- オ その他必要な措置

5 傷病者等の受入れ

(1) 体制

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力災害時に専門的医療等を提供する「神奈川県原子力災害拠点病院」を指定している。

原子力災害拠点病院は、原子力災害時においては、傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、平時においては、放射線医学に関する教育・研修・訓練を行う。

(2) 市内の指定医療機関

医療機関名	所在地
学校法人北里研究所北里大学病院	南区北里 1-15-1

6 広報活動

(1) 市の措置

市長公室は、火災等により周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に防災行政用同報無線（ひばり放送）、(株)エフエムさがみ、(株)ジェイコム湘南・神奈川、広報車等あらゆる広報手段を用い、周辺住民に対して広報活動を行う。

- ア 事故等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 市民のとるべき措置及び注意事項
- エ 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- オ その他必要な措置

(2) 県の措置

ア 市への情報提供

県は、緊急時は、市が行う広報活動に必要な情報を随時提供する。

イ 報道機関への放送要請

(ア) 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川及び横浜エフエム放送(株)に対し、次の広報を要請する。

- a 事故等の状況及び今後の予測
- b 被害状況と応急対策の実施状況
- c 県民のとるべき措置及び注意事項
- d 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- e その他必要な事項

(イ) 県は、「災害時における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請する。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを把握し、それぞれが定めた広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通・ライフライン等に関する広報を行うとともに、必要があるときは、市及び報道機関に広報を要請する。

(4) 住民からの問い合わせに対する対応

市及び県は、関係機関と連携して、住民等からの問い合わせに対応するための専用電話を備えた窓口を設置する。

7 測定体制の強化

(1) 市の措置

市は、放射能測定資機材の整備に努める。

(2) 県の措置

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともに緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表する。

8 災害復旧

(1) 汚染物の除去

災害発生に係る放射性物質取扱事業者等は、放射性物質による汚染を除去する。

(2) 各種制限措置の解除

市、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

(3) 安全の確認

市及び県は、各種制限措置の解除を待って、放射性物質災害対策を終息する。

◆ 資料編参照

※ 7－6 放射性物質取扱事業所数一覧表

第3節 原子力事故災害対策

1 基本方針

市、県、国等の防災関係機関は、原子力事業所等の事故による放射性物質の拡散又は放射線の影響から住民の生命、身体、財産を保護するため、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、相模原市内に原子力事業所は存在せず、原子力災害に関する「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力事業所からおおむね5km以内）」及び「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：同30km以内）」に本市域は含まれない。

しかし、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、市外周辺に立地する原子力発電所や原子力事業所等の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となった場合、又はそのおそれのある場合を想定して災害応急対策を定める。

また、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報の収集・伝達、避難指示等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	国との連携、市町村間の調整等に関すること。
	警 察 署	—	通行規制、緊急交通路の確保等に関すること。
	関 係 機 関	—	関連する応急対策活動に関すること。

3 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集

本部事務局は、市外周辺に立地する原子力発電所や原子力事業所等で原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条に規定する特定事象が発生した場合、国、県等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入手する。

<県内の原子力事業所>

事業所名（所在地）	原子力施設の種類	原子力災害対策重点区域 ^(※)
(株) グローバル・ニュークリア・ フュエル・ジャパン (横須賀市内川2丁目)	核燃料加工施設	原子力施設から 半径約500m
東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所 (川崎市川崎区浮島町)	試験研究用原子炉施設等	原子力災害対策重点区域を設定することは要しない

(※)「原子力災害対策重点区域」とは、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域をいう。

(2) 対策の協議

本部事務局は、原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、本市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会^(※1)や原子力事業所等の状況、緊急時モニタリング^(※2)の情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等と応急対策について協議する。

(※1)原子力災害合同対策協議会は、原子力緊急事態宣言が発出されたときに、原子力災害現地対策本部及び関係する都道府県及び市町村の災害対策本部が、情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するために、原則として緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。

(※2)緊急時モニタリングは、原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施される。

(3) 連絡手段の確保

本部事務局は、必要に応じて原子力災害合同対策協議会、県、原子力事業者、国等の防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

4 活動体制の確保

本部事務局は、原子力災害が発生した場合、県と連携を密にし、速やかに職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害警戒本部又は災害対策本部の体制をとる。

種類	設置基準
特殊災害警戒本部	ア 原子力事業所等の事故により放射性物質の拡散が広範囲に及ぶおそれがあるとき、又は発生することが予想され、市域に影響するおそれがあるとき。 イ その他危機管理監が必要と認めるとき。
特殊災害対策本部	ア 市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になったとき。 イ 市域に甚大な被害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。 ウ その他市長が必要と認めるとき。

5 モニタリング等

(1) 緊急時モニタリングへの協力

環境経済局及び本部事務局は、県等が実施する緊急時モニタリングにおいて、県から求めがある場合には、職員の派遣等の協力を行う。

(2) 空間放射線量のモニタリングの実施・公表

環境経済局は、県等が設置したモニタリングポストの観測データの確認や、必要に応じてモニタリングポストの設置、市内各地及び公共施設等で空間放射線量のモニタリングを実施し、その結果等をホームページ等で公表する。

なお、県内においては、原子力施設が所在する川崎、横須賀市内に計13局、広域的な放射線監視のために相模原市、横浜市、逗子市、海老名市、茅ヶ崎市及び小田原市に各1局モニタリングポストが設置されており、平常時から放射線量のモニタリングが行われている。本市に設置されているモニタリングポストは次のとおりであり、測定結果は原子力規制委員会のウェブサイトリアルタイムで公表されていることから、適時確認を行う。

設置場所	所在地	測定項目
相模川発電管理事務所	緑区谷ヶ原2丁目	ガンマ線（低線量）

(3) 放射性物質の測定

健康福祉局、環境経済局、都市建設局及び教育局は、県等と連携して、水道水、流通食料、農林畜産物等の放射性物質を測定し、結果をホームページ等で公表する。

6 健康被害の防止

健康福祉局は、県と連携して、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

7 広報・問い合わせ対応等

住民等への広報及び問い合わせへの対応は、第2節「6 広報活動」(風-185参照)に準じて行う。

なお、情報提供に当たっては、災害時要援護者、一時滞在者等にも伝わるように配慮するとともに、県、国と連携して情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう留意して継続的な情報提供に努める。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、関係各局、国及び県が連携して、住民等からの放射線に関する健康相談、食料の安全等に関する相談、農林畜産物の生産等に関する相談等に対応する。

8 防護措置の実施

原子力施設等で緊急事態が発生し、広範囲に放射性物質の放出が予測される場合は、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難や簡易除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)、飲食物摂取制限等の必要な防護措置を行う。

防護措置は、原子力災害対策指針で示されている「空間放射線量率や環境試料中の放射性物質等の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)」に基づき実施する。

<防護措置を実施する判断基準>

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^(※1)	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^(※2))	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm ^(※3) (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ^(※4) 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^(※5) の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^(※2))	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^(※1)			防護措置の概要
飲食物摂取制限 ^(※9)	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^(※6) (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^(※2))			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
飲食物摂取制限 ^(※9)	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^(※7)	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^(※8)	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(※1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

(※2) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

(※3) 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

(※4) (※3)と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

(※5) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(※6) 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

(※7) その他の核種の設定については、その必要性も含めて原子力規制委員会で今後検討される。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

(※8) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(※9) IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

《出典：原子力災害対策指針》

9 屋内退避、避難等の防護措置

本部長は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示があったとき又はモニタリングの結果や専門家の助言・指導等に基づき必要があると認めるときは、市民等に対して、屋内退避、避難又は一時移転のための指示を行う。

屋内退避、避難又は一時移転のための指示を行った場合は、速やかに国の原子力災害対策本部長及び県知事に報告する。

(1) 屋内退避

屋内退避は、遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋等の屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置であり、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合等に行う。

なお、全面緊急事態^(※)に至った時点で、必要に応じて市民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うとともに、屋内退避の実施期間が長期にわたる可能性が生じた場合には、避難への切替えを検討する。

(※)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

(2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも市民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、O I L 1 及び O I L 2 を超える地域を特定して行う。

ア 避難

空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する措置。

イ 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する措置。

(3) 屋内退避、避難又は一時移転に関する指示の内容

屋内退避、避難又は一時移転に関する指示を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。

ア 避難等を要する理由

イ 屋内退避、避難又は一時移転の対象地域

ウ 避難先等とその場所

エ 避難経路

オ 注意事項

(4) 屋内退避、避難又は一時移転に関する指示の伝達

本部事務局及び市長公室は、屋内退避、避難又は一時移転の指示を行った場合は、県及び警察署と連携して、市民等に次の方法等で情報を提供するとともに、避難状況の把握に努める。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とする。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞等による報道

イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

ウ 消防局の広報車等による広報活動

エ 市の防災行政用同報無線や広報車等による広報活動

オ 教育委員会等を通じた小・中学校等への連絡

カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

キ インターネット、ホームページ、緊急速報メールを活用した情報提供

(5) 避難計画の作成及び避難所の開設

本部事務局は、屋内退避、避難又は一時移転の指示を行う場合において、国、県等と協力して避難計画を作成し、避難対象地域外に避難所を開設する。避難所は、避難対象者や災害時要援護者の人数を把握した上で、避難対象地域からの移動距離、地域コミュニティの維持等を考慮し、あらかじめ指定している避難所や公共施設等を開設する。

なお、避難所の運営に当たっては、第1款「第7章 避難所等の運営」(風-77参照)に準じて行う。

(6) 避難退域時検査及び簡易除染

本部事務局及び関係各局は、避難又は一時移転の指示を行う場合において、避難対象地域から避難所に移動するまでの間に、国、県等の協力のもと、汚染程度を把握するために避難退域時検査を実施し、O I L 4の基準を超えた避難者、携行物品等に対し、簡易除染を実施する。

(7) 避難対象地域等における交通規制等

本部長は、屋内退避、避難又は一時移転を指示した区域に、外部から車両等が進入しないように、警察署に交通規制及び立入制限等必要な措置をとるよう要請する。

(8) 広域避難等

本部事務局は、市外への避難又は一時移転の必要が生じた場合、他自治体に対し広域避難又は広域一時滞在を要請する。広域避難又は広域一時滞在の要請に当たっては、第1款第3章「第2節 避難誘導対策」(風-48参照)に準じて行う。

なお、周辺市町村も含む広域避難により、輸送体制、手段の不足、輸送路の渋滞等が予想される場合は、県に市町村間の調整及び広域応援体制の確保を要請する。

(9) 防災業務関係者の防護措置

災害応急対策に従事する消防職員、医療従事者、市職員等の防災業務関係者に対しては、直読式個人線量計(ポケット線量計等)、防護マスク、保護衣を配布し、各種応急対策実施後に内部被ばく測定等を行う。

なお、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、被ばく線量をできる限り少なくするよう努める。

10 飲食物の摂取制限等

(1) 飲食物の摂取制限

健康福祉局、環境経済局及び都市建設局は、国及び県からの指示があったとき、又は緊急時モニタリングの結果や食品衛生法上の基準値を踏まえ、放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

環境経済局は、国及び県からの指示があったとき、又は緊急時モニタリングの結果や食品衛生法上の基準値を踏まえ、放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

11 傷病者等の受入れ

(1) 体制

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力災害時に専門的医療等を提供する「神奈川県原子力災害拠点病院」を指定している。

原子力災害拠点病院は、原子力災害時においては、傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、平時においては、放射線医学に関する教育・研修・訓練を行う。

(2) 市内の指定医療機関

医療機関名	所在地
学校法人北里研究所北里大学病院	南区北里 1-15-1

1.2 広域避難等の受入れ

他自治体から直接又は県を通じて、本市に避難又は一時移転の受入要請に係る協議の要請を受けた場合は、県等と調整した上で受け入れるものとし、受け入れる避難者の人数を踏まえ、避難所その他の公共施設の中から避難又は一時移転を受け入れるための施設を提供する。

なお、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）における原子力災害に備え、静岡県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」において、神奈川県はU P Z内に所在する藤枝市及び焼津市の住民の一部を受け入れる想定となっている。

1.3 災害復旧

(1) 放射性物質による汚染の除去等

関係各局は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずる。

(2) その他災害後の対応

ア 防護・制限措置の解除

関係各局は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避、避難、一時移転、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種防護・制限措置の解除を行う。

イ モニタリング

環境経済局は、関係各局及び関係機関と協力して、空間放射線量のモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

ウ 風評被害の防止

環境経済局は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

(3) 健康被害の相談

健康福祉局は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる体制を整備する。

第6章 雪害対策

1 基本方針

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立等が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、自助・共助の取組による除雪活動とともに、市、各道路管理者、警察署等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難指示等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	消 防 局	★	救助活動等に関すること。
	消 防 団		
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	道路雪害対策に関すること。
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	
関 係 機 関	道 路 管 理 者	—	道路雪害対策に関すること。
	神 奈 川 県		
	警 察 署		
	相 模 原 市 建 設 関 連 団 体 連 絡 協 議 会		
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	鉄道雪害対策に関すること。
	小 田 急 電 鉄 (株)		
	京 王 電 鉄 (株)		
	横 浜 地 方 気 象 台	—	気象情報に関すること。

3 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

4 災害情報の収集・連絡・提供

(1) 災害情報等の連絡

市は、横浜地方気象台から市内に大雪警報又は暴風雪警報が発表された場合は、情報連絡体制に入り、情報収集等を行い必要な措置を講ずる。

また、なだれ注意報及び融雪注意報が発表された場合は、市民等に適切な情報提供や注意喚起を行う。

(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局は、ライフラインや交通機関の障害、孤立状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

5 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信設備の機能を維持し、関係者間の通信手段を確保する。所管する通信設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の方法で代替手段を確保する。

- (1) 非常通信の利用（関東地方非常通信協議会構成員の協力）
- (2) 放送機関への放送要請（災害対策基本法第57条）
- (3) 自衛隊への要請

6 市の対策活動

(1) 活動体制

警報が発表され、大規模な雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

なお、雪害対策は道路等の除雪の長期化、積雪に伴う私生活への支障、なだれの危険性等があることから、大雪警報等の解除や天候回復等にかかわらず、適切な活動体制の下、必要な措置を集中して実施するものとする。

(2) 応急対策活動

市は、降積雪状況や被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 救出・救助活動の実施
- イ 災害時要援護者への支援
- ウ 避難指示等の発令、避難誘導
- エ 緊急輸送
- オ 除雪等の協力
- カ 市民への適切な情報提供、注意喚起
- キ 孤立した地区の把握と対応
- ク 県への自衛隊の災害派遣要請等
- ケ その他必要な措置

7 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

8 警察署の対策活動

(1) 活動体制

警察署は、災害の状況に応じて警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア 道路の危険箇所の表示、迂回路の指示
- イ 交通情報の収集及び提供、広報
- ウ 緊急交通路の確保（交通規制）
- エ その他必要な措置

9 道路管理者の対策活動

(1) 活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 状況に応じた通行規制及び警察署、交通機関への連絡等
- イ 除雪、道路障害物の除去、車両等の移動、仮設等の応急復旧による道路交通の確保
- ウ 道路施設の応急復旧
- エ 災害広報の実施
- オ その他必要な措置

10 鉄道事業者の対策活動

(1) 活動体制

鉄道事業者は、災害の状況に応じて対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

鉄道事業者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 除雪
- イ 鉄道施設の応急復旧
- ウ 警察署、消防機関、関係機関等への救援要請
- エ 他路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保
- オ 利用客への災害広報の実施、駅周辺帰宅困難者への対応
- カ その他必要な措置

◆ 資料編参照

- ※15-26 緊急時における凍雪害対策に係る協定書（相模原市建設関連団体連絡協議会）
- ※15-27 凍雪害対策に関する協定書（相模原市建設関連団体連絡協議会）

第7章 林野火災対策

1 基本方針

林野火災により広範囲に渡る林野の焼失等が発生した場合は、市、消防、警察署等の関係機関は相互に連携し、消火活動、避難、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難指示等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	消 防 局	★	消火活動、救助活動等に関すること。
	消 防 団		
	環 境 経 済 局	★	林業関係者との連絡に関すること。
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	広域応援体制の確保、空中消火等に関すること。
	警 察 署	—	交通規制等に関すること。
	さがみはら津久井森林組合	—	林野火災対策への協力に関すること。

3 災害情報の収集・連絡

(1) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、火災や人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な林野火災が発生した場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 負傷者の救出・救助活動の実施
- イ 医師会等との連携による保健医療救護
- ウ 林業関係者等との連携による消火活動、防火線・消防警戒区域の設定
- エ 消防相互応援協定に基づく応援要請、緊急消防援助隊の出動要請
- オ 消火用水として、湖、ダム等の水源管理者への協力要請
- カ 県へのヘリコプターの出動要請（偵察及び空中消火等）、自衛隊の派遣要請要求
- キ 避難指示等の発令、避難誘導
- ク 緊急輸送
- ケ 火災による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置の協力
- コ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ 火災による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置
- キ その他必要な措置

6 警察署の対策活動

(1) 活動体制

警察署は、災害の状況に応じて警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア 道路の危険防止、応急対策のための交通規制
- イ その他必要な措置

◆ 資料編参照

- ※6-5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場
- ※6-6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場
- ※13 協定等（消防）
- ※21-1 災害時における消防ヘリコプター活動拠点としての使用に関する協定書
（神奈川県）
- ※21-2 災害時におけるヘリコプター臨時離着陸場としての施設の使用に関する協定書
（(学)帝京大学）

